内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため 実行すべき措置について定める計画

令 和 7 年 9 月 11日 内閣総務官決定 内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)に基づき、内閣官房及び内閣府本府が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

これに伴い、「内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の 削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和4年6月3日内閣総務官決定、内 閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定)は、廃止する。

I. 対象となる事務及び事業

内閣官房及び内閣府本府は、ともに内閣を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を担う機関であり、密接な連携体制のもとに事務及び事業を遂行するため、同一庁舎を利用し、人員・組織面においても一体的に運用してきている。このため、温室効果ガスの排出抑制についても、内閣官房及び内閣府本府が削減目標を共有して、その実現に向けて一体となって努力するものとし、本計画は、内閣官房及び内閣府本府の事務及び事業を対象とする。

Ⅱ. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

Ⅲ. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、内閣官房及び内閣府本府の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、内閣官房及び内閣府本府の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

内閣府本府の船舶・航空機の使用に伴う排出については、2030年度までは上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V.措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電の導入に係る目標達成に向けて、以下の措置を講じる。その際、PP

Aモデル¹の活用も検討する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技 術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 新築する庁舎等の建築物における整備

新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き²、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2)ペロブスカイト太陽電池の率先導入

ペロブスカイト太陽電池の建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況(生産体制、施工方法の確立等)を踏まえながら検討していく。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏ま

¹ PPAモデル:事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

² 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

えつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(平成27年法律第53号)に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ④ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出 の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。
- ⑥ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理⁴を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ⑦ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑧ 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。
- ③ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑩ 大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、ESCO⁵の活用を検討する。
- ① エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等

³ ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル): 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

^{4 「}人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持)」(昭和 48 年人事院規則 10-4) 及び「事務所衛生基準規則」(昭和 47 年労働省令第 43 号) において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

⁵ 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の 改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

のデータ及び活用結果をホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体(廃棄段階を含む)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - i)温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - ii) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - iii) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
 - iv) HFC⁶を使用しない断熱材の利用を促進する。
 - v)業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷 媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。
 - vi)建設廃棄物の抑制を図る。
 - vii)「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ② 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。
- ③ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成 19 年法律第 56 号)に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

- ① 電動車の導入に係る 2030 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。
- i) 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も 含む。
- ii) 更新時にあわせて計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっ

⁶ フロンの一種。塩素を持たないためオゾン層を破壊しないが、強い温室効果を持つ。

ては、シェアリングの活用も検討する。

- iii) 電動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ② 公用車等の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
- i)公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量 の調査をきめ細かく行うとともに、公用車の使用実態を精査し、公用車台数の見 直しを行い、その削減を図る。
- ii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム (VICS) 対応車載器を積極的に活用する。また、タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入

- ① LED照明の導入に係る 2030 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。
 - i) 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行う。
 - ii)LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入 し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ② 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達に係る目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。 なお、この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係 数が可能な限り低い電力の調達を行うよう努める。
- ② 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮でしつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の 家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使

⁷ D X や G X の進展による電力需要増加が見込まれる中、十分な脱炭素電源が確保できなかったが故に国内においてデータセンターや半導体工場などの投資機会が失われ、我が国の経済成長や産業競争力強化の機会が失われることは厳に避ける必要がある。こうした状況を前提に、電力調達を進める。

用面での改善を図る。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ(使い捨て)製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙等の使用等

古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 48 号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP 冷媒を使用する製品への変更を促す。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施するよう促す。
- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年法律第64号)に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1,000 t (CO₂換算)を超えてしまった場合には事業所管大臣に報告をする。
- ④ 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム (RaMS)を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ⑤ 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとって冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号)の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとった適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄 (SF。)の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ СО2吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月2日閣議決定)、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年環境省告示第49号)等にのっとり3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。
- ② 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。
- ③ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日閣議決定)にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ④ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) イベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、Jークレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

(3)事務・事業における Scope 3 排出量⁸への配慮

事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する

⁸ 直接排出量(Scope 1)、エネルギー起源間接排出量(Scope 2)以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3)「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)⁹を通じた職員 に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、 脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

Ⅵ. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、内閣総務官及び内閣府本府地球環境問題対策推進委員会において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理統括は、内閣総務官及び内閣府大臣官房長が行う。本計画のフォローアップについては、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房企画調整課を中心に、関係部局の協力を得て行う。
- ② 対策の徹底を図るため、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会等において、庁舎管理を行う部署が算出した電力・ガス等の使用量の報告や、各部局における節電行動の報告等を行う。
- ③ 内閣官房内閣参事官並びに内閣府大臣官房会計課長及び同企画調整課長は、目標の 達成状況を踏まえ、必要に応じて各部局にハード対策の追加やソフト対策¹⁰の一層の 強化を指示し、計画の着実な実施を図る。
- ④ 本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を用いて公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガス削減計画に定めた各種指標の進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、比較に当たり留意すべき事項等も合わせて公表することとする。

Ⅲ. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

内閣府本府が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

^{9 2050}年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

¹⁰ ソフト対策とは、クールビズやエコドライブなどの普及啓発や情報発信、人材育成、省エネ診断や温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等を通じて省エネ意識や行動を喚起し、CO2削減を目指すもの。例えば省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善、超過勤務の縮減やテレワーク推進などのワークライフバランスへの配慮等。

Ⅷ. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず 2030 年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、 取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と 整合する排出削減計画を定める。

【内閣官房・内閣府本府全体】

内閣官房・内閣府本府温室効果ガス削減計画

		2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
	単位	2013 年度	2023 年度		13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	865, 029	553, 020	777, 569	-10.1%
施設の電気使用	kg-CO2	29, 339, 507	13, 029, 656	4, 512, 327	-84.6%
(電気使用量)	kWh	59, 314, 723	53, 535, 929	57, 511, 511	-3.0%
(排出係数)	kg- CO2/kWh	0. 495	0. 243	0. 078	-0. 415
施設の燃料使用	kg-CO2	12, 328, 495	1, 313, 224	2, 216, 627	-82.0%
その他	kg-CO2	46	0	60	29. 2%
合計	kg-CO2	42, 533, 078	14, 895, 900	7, 506, 583	-82.4%

[※]電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

内閣官房・内閣府本府温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標	
設置可能な建築物における太陽光発 電の設置割合(件数ベース)	%	66.7(16件) (2023年度)	55.8	
公用車に占める電動車の割合	%	67.2(2023 年度)	100	
LED照明の導入割合	%	51.1(2023 年度)	100	
調達する電力に占める再生可能エネ ルギー電力の割合	%	16.6(2023 年度)	60	

[※]公用車に占める電動車の割合については、電動車に代替可能でない車を含まない。

●総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第4号館、中央合同庁舎第5号館、中央合同庁舎第8号館、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、大手町合同庁舎、立川防災合同庁舎、紀尾井町住宅、代官町住宅、東扇島基幹的広域防災拠点施設、有明の丘基幹的広域防災拠点施設、赤坂迎賓館、京都迎賓館、日本学術会議、沖縄総合事務局

[※]LED照明の導入割合については、設置困難な設備を除いている。

[※]調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合については、自家消費の再生可能エネルギーを含む。

【本府省】

内閣官房・内閣府本府の温室効果ガス削減計画

		9019 年産	2023 年度	2030 年度目標	
	単位	2013 年度	2023 年度		13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	448, 613	260, 327	213, 531	-52.4%
施設の電気使用	kg-CO2	17, 561, 463	5, 598, 257	3, 221, 028	-81.7%
(電気使用量)	kWh	41, 066, 029	39, 600, 707	40, 572, 918	-1.2%
(排出係数)	kg- CO2/kWh	0. 428	0. 141	0. 079	-0. 348
施設の燃料使用	kg-CO2	1, 067, 540	133, 526	972, 835	-8.9%
その他	kg-CO2	0	0	0	0.0%
合計	kg-CO2	19, 077, 616	5, 992, 110	4, 407, 394	-76.9%

内閣官房・内閣府本府の温室効果ガス削減対策及び目標

1 plus 12 hg 1 plus 13 1 13 - 4 (12 12 plus 14					
	単位	現状	2030 年度目標		
設置可能な建築物における太陽光発 電の設置割合(件数ベース)	%	75.0 (6 件) (2023 年度)	83. 3		
公用車に占める電動車の割合	%	94.9(2023 年度)	100		
LED照明の導入割合	%	62.3(2023年度)	100		
調達する電力に占める再生可能エネ ルギー電力の割合	%	16.6(2023 年度)	60		

●総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第4号館、中央合同庁舎第5号館、中央合同庁舎第8号館、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎、立川防災合同庁舎、大手町合同庁舎、紀尾井町住宅、代官町住宅、東扇島基幹的広域防災拠点施設、有明の丘基幹的広域防災拠点施設

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車を電動車に更新することで温室効果ガスの削減が期待される。
- ② 既存照明のLED化によって温室効果ガスの削減が期待される。
- ③ 再生可能エネルギー電力調達を推進することで温室効果ガスの削減が期待される。

赤坂迎賓館の温室効果ガス削減計画

71 WHO 2012 OF THE PROPERTY OF								
		9019 左座	9099 左座	2030 年度目標				
	単位	2013 年度	2023 年度		13 年度比			
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	0%			
施設の電気使用	kg-CO2	819, 690	516, 302	0	-100.0%			
(電気使用量)	kWh	1, 841, 999	2, 530, 890	2, 067, 027	12.2%			
(排出係数)	kg- CO2/kWh	0. 445	0. 204	0.000	-0.445			
施設の燃料使用	kg-CO2	535, 016	728, 885	574, 355	7.4%			
その他	kg-CO2	0	0	0	0%			
合計	kg-CO2	1, 354, 705	1, 245, 186	574, 355	-57.6%			

赤坂迎賓館の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発 電の設置割合(件数ベース)	%	- (-件) (2023 年度)	_
公用車に占める電動車の割合	%	- (2023 年度)	-
LED照明の導入割合	%	60.1(2023 年度)	100 ※
調達する電力に占める再生可能エネ ルギー電力の割合	%	41.0(2023 年度)	60

[※]LED照明の導入割合について、迎賓館本館内のシャンデリアについては、非常時の非常灯も兼ねており、通常時の交流電源及び非常時の電源(直流電源)のどちらにも対応したLEDがないため、現時点においては迎賓館本館内のシャンデリアを除く目標値である。

○主な削減対策と削減効果

既存のHF照明をLED照明にすることで温室効果ガスの削減が期待される。

- ① 対策の実施責任者は、迎賓館総務課長とする。
- ② 総務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。

京都迎賓館の温室効果ガス削減計画

水能及免别的温至冽水的水 间								
			9099 左座	2030 年度目標				
	単位	2013 年度	2023 年度		13 年度比			
公用車燃料	kg-CO2	1, 453	830	795	-45.3%			
施設の電気使用	kg-CO2	510, 280	415, 297	0	-100.0%			
(電気使用量)	kWh	1, 195, 036	1, 641, 490	1, 723, 080	44. 2%			
(排出係数)	kg- CO2/kWh	0. 427	0. 253	0.000	-0. 427			
施設の燃料使用	kg-CO2	75, 724	70, 144	79, 992	5.6%			
その他	kg-CO2	0	0	0	0%			
合計	kg-CO2	587, 457	486, 271	80, 787	-86. 2%			

京都迎賓館の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発 電の設置割合(件数ベース)	%	- (-件) (2023 年度)	-
公用車に占める電動車の割合	%	100(2023 年度)	100
LED照明の導入割合	%	0.8(2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネ ルギー電力の割合	%	30.0(2023 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 既存のHF照明をLED照明にすることで温室効果ガスの削減が期待される。
- ② 公用車をハイブリッド自動車とすることで温室効果ガスの削減が期待される。

- ① 対策の実施責任者は、迎賓館京都事務所庶務課長とする。
- ② 庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。

日本学術会議の温室効果ガス削減計画

- 1 1 10 - KW - 4								
		0012 左座	9099 左座	2030 年度目標				
	単位	2013 年度	2023 年度		13 年度比			
公用車燃料	kg-CO2	1, 018	0	0	-100.0%			
施設の電気使用	kg-CO2	141, 235	134, 114	0	-100.0%			
(電気使用量)	kWh	317, 382	304, 113	235, 499	-25.8%			
(排出係数)	kg- CO2/kWh	0. 445	0. 441	0.000	-0. 445			
施設の燃料使用	kg-CO2	68, 685	0	69, 555	1.3%			
その他	kg-CO2	0	0	0	0%			
合計	kg-CO2	210, 938	134, 114	69, 555	-67.0%			

日本学術会議の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標		
設置可能な建築物における太陽光発 電の設置割合(件数ベース)	%	100(1件) (2023年度)	100		
公用車に占める電動車の割合	%	- (2023 年度)	-		
LED照明の導入割合	%	8.3(2023年度)	100		
調達する電力に占める再生可能エネ ルギー電力の割合	%	21.4(2023 年度)	60		

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

- ① 対策の実施責任者は、日本学術会議管理課長とする。
- ② 日本学術会議事務局管理課において毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、 温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③ 日本学術会議事務局管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策や関係課(室)にソフト対策の指示等を行う。

沖縄総合事務局の温室効果ガス削減計画

		9019 左座	2023 年度	2030 年度目標	
	単位	2013 年度	2023 平度		13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	413, 945	291, 863	563, 243	36. 1%
施設の電気使用	kg-CO2	10, 306, 840	6, 365, 687	1, 291, 299	-87. 5%
(電気使用量)	kWh	14, 894, 277	9, 458, 729	12, 912, 986	-13.3%
(排出係数)	kg- CO2/kWh	0. 692	0. 673	0. 25	-0. 442
施設の燃料使用	kg-CO2	10, 581, 530	380, 670	519, 890	-95. 1%
その他	kg-CO2	46	0	60	29. 2%
合計	kg-CO2	21, 302, 361	7, 038, 220	2, 374, 492	-88.9%

[※] 電気使用量については、那覇第2地方合同庁舎(3号館)の供用開始や、新規事務所の開所も予定されていることから、電力量の増加(2023年度比)が見込まれる。

沖縄総合事務局の温室効果ガス削減対策及び目標

A Life and D. Markey at The Control of the Control					
		現状	2030 年度目標		
	単位)u//\	3000 2011		
設置可能な建築物における太陽光発	%	64.3 (9件)	50		
電の設置割合(件数ベース)	70	(2023年度)	50		
公用車に占める電動車の割合	%	35.0(2023 年度)	100		
	, -	(1/20)			
LED照明の導入割合	%	30.7(2023 年度)	100		
調達する電力に占める再生可能エネ	%	8.1(2023 年度)	60		
ルギー電力の割合	,0	0.1 (2020 / <u>X</u>)			

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備の設置可能性の検討及び導入
- ② LED照明への転換(但し、民間賃貸等の事務所についてはこの限りではない)や 電動車の導入
- ③ 超過勤務の削減など温室効果ガス削減につながる効率的な勤務体制 の推進

- ① 対策の実施責任者は、総務部長とし、各部長はこれに協力する。
- ② 総務部企画調整課は、各部の協力を得て、定期的に温室効果ガスの排出量及び目標達成見込みを把握し、各部に共有を行う。
- ③ 総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、適宜、ハード対策やソフト対策の強化を検討し、必要に応じて、各部長に協力を求める。